

## 一般社団法人神奈川県剣道連盟役員規則

### (会長、代表理事)

#### (会長職の設置)

第1条 定款第24条第2項および第3項により代表理事として会長職を設置する。

### (会長の資格)

第2条 本連盟に10年以上在籍する会員であり、この間に戒告を超える処分を受けていない者とする。

- 2 会長となれる者の年齢は定款第26条より就任時19歳より80歳までのものとし、任期は1期2年、2期までとする。ただし、80歳を越える場合新しい任期に入ることができない。
- 3 会長は会員を3グループに分け、同一グループから連続して会長を選出することはできない。
- 4 グループ分けは警察OB、教員およびそのOB、その他(一般)とする。
  - ① 警察OB:警察官として退職時までの間に20年以上勤務した者
  - ② 教員およびそのOB:教員現役、もしくは教員として退職までの間に20年以上勤務した者
  - ③ その他(一般):上記①、②に属さない者

### (会長の選出、選任および解任)

**第3条 会長の選出および解任は役員選出規則による**

### (会長の職務および権限)

第4条 会長はこの連盟を代表し、その業務を執行する。

- 2 新規に会長に就任、もしくは会長職第2期に入る際は、副会長、専務理事、常務理事、理事、委員、事務局長を選出し、必要な手続きと理事会の承認を得て、任命・業務委嘱ができる。
- 3 会長は総会、常任理事会、理事会を招集し、その議長を担当する。
- 4 会長は日常的に発生する事項および通年の行事予定に掲載された事業において必要とされる業務の決定ができる。ただし、各委員会や他の幹部会議に属する役員に委嘱された事業については、その業務細則に従うものとする。
- 5 会長は幹部会議において議長を担当し、幹部会議メンバー間の活発な意見交換を図り、意見を傾聴し、必要な議論のまとめを行う。
- 6 新規の事業、定款や細則等にない事項については理事会に諮り、理事会の決定を

受ける。

- 7 理事会等の決定が必要な事項のうち、緊急性がある事項については、監事の了解を得たうえで、緊急事例として会長において臨時に決定することができる。その後、速やかに臨時理事会もしくは定期の理事会を開催し、会長が決定した事項について承認決議を得るものとする。

(理事)

- 第 5 条 理事には会長(代表理事)、副会長、専務理事、常任理事、その他の理事を含む。
- 2 副会長および専務理事を含めた理事の選出は役員選出規則の定めによるものとする。

(資格)

- 第 6 条 理事は会員でなければならない。
- 2 理事の年齢は 19 歳より 80 歳までとする。

(職務、権限および義務)

- 第 7 条 理事は、理事会を構成し、法令および定款で定めるところにより、職務を執行する。
- 2 執行部理事は、当法人の事業等において別に定める職務権限規定により、当法人の業務を分担執行する。
- 3 支部代表理事は理事会において、支部代表として、執行部その他から提案された議案につき、法律、社会的通念および当法人の定款、規則に照らしながら、支部および当法人全体の利益と円滑な活動を促進するよう、積極的に討議に参加し、より良い結論を得られるようにしなければならない。
- 4 支部代表理事は執行部理事より提案される議題以外に理事会における討議と決議が必要と考えられる事案がある場合、当該事案を議題として提出することができる。この場合、定例理事会に提出する場合は定例理事会の開催日の2週間以上前までに、会長に対し、文書または電子的媒体により、議題名と、討議が必要な理由を提出しなければならない。
- 5 常任理事は委員会委員長となり、委員会規則に従い、当該委員会の設置目的のために、委員を指導し、当法人の事業が円滑に実行されるよう職務を執行する。
- 6 専務理事は会長とともに、毎事業年度に 2 カ月に 1 回以上の回数で、自己の職務の執行状況を理事会に報告しなければならない。
- 7 専務理事は会長の命を受け、定款および各規則のもと、当法人の事業を展開するにあたり、円滑に遂行されるよう指示、命令をすることができる。ただし、各委員会、役職に委嘱された権限についてはそれに従う。
- 8 副会長は会長を補佐するとともに、特に会長に命じられた事業分野については、その事業について責任を持って遂行する。
- 9 会長、副会長および専務理事によって幹部会議を構成し、当法人の事業展開につき協議し、定款・規則に定めのないことについては適宜理事会に諮るなどしながら、当法人内の意思の疎通を図り、当法人に関わる人が等しく誇りと責任を自覚し、規

則を遵守しながら、剣道等の振興と剣道理念の実践をはかるよう、責任をもって活動しなければならない。

(監事)

第8条

監事の選出、選任は役員選出規則第16条、第17条に、解任は同規則第20条によるものとする。

(監事の定数)

第9条

監事定数は3名とする。2名であっても差し支えない。

(任期)

第10条

監事の任期は1期2年間とする。但し、再任を妨げない。

(職務および権限)

第11条

- 1 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。
- 2 監事は、いつでも、理事および使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務および財産の状況の調査をすることができる。
- 3 監事は当連盟のいかなる部署においても不誠実な事例が発生したことを覺知した場合、直ちに会長もしくは専務理事に報告し、正すよう命令しなければならない。
- 4 当該事例が会長、専務理事によるものである場合、ただちに理事会開催を要求し、これを正さなければならない
- 5 監事は理由を付して理事会、総会の開催を要求することができる。

(特別役員)

第12条

- 1 この法人に、任意の機関である特別役員として、名誉会長、名誉顧問、相談役および顧問を設置することができる。また審議員、審査員選考委員を設置する。
- 2 名誉会長は、この法人の重要事項につき、会長の諮間に応えるものとする。
- 3 名誉顧問および顧問は、この法人の重要事項につき、会長および理事会より諮問された事項について参考意見を述べるものとする。
- 4 相談役は、理事会から諮問された事項について参考意見を述べるものとする。

(審議員の職務)

第13条

審議員は会長の付託により、審議員会において称号および段位の進達推薦につき審議する。

(審査員の選考及び委嘱)

第14条

審査員選考委員は会長の付託により審査員選考委員会において審査員を選考し、所定の手続きを経て、会長がこれを委嘱する。

(準用)

第15条

定款第29条第1項および同第3項並びに第31条の規定は、特別役員について準用する。

(特別役員の資格)

第16条

顧問を除く特別役員は会員でなければならない。

(名誉会長、名誉顧問および顧問の会費)

第17条

名誉会長、名誉顧問、および顧問は会費負担を要しない。

本規則は法人設立時より有効とする。 令和00年00月00日